

総社市消防救急業務規程（平成17年3月22日総社市消防訓令第18号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月27日

総社市消防長 近藤 義彦

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(救急隊の編成等)</p> <p>第3条 消防長は、救急自動車及び救急救命士<u>の資格を有する者</u>をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>消防長は、政令に定める准救急隊員を隊員に充てること</u>ができる。<br/>(任務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 隊長は上司の命を受けて隊員及び准救急隊員（以下「<u>隊員等</u>」という。）を指揮監督し、救急業務を円滑に処理する。</p> <p>3 隊員等は、隊長の命を受けて救急業務に従事する。<br/>(隊員等の訓練)</p> <p>第5条 署長は、隊員等に対し、救急業務を行うのに必要な学術及び技能</p> | <p>(救急隊の編成等)</p> <p>第3条 消防長は、救急自動車並びに救急救命士<u>（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する者）</u>，<u>救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する者及び政令第44条第3項各号に定める者</u>をもって救急隊を編成するよう努めるものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(任務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 隊長は上司の命を受けて隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に処理する。</p> <p>3 隊員は、隊長の命を受けて救急業務に従事する。<br/>(隊員の訓練)</p> <p>第5条 署長は、隊員に対し、救急業務を行うのに必要な学術及び技能を</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。<br/> (隊員等の服装)</p> <p>第6条 隊員等は、救急業務に従事するときは、感染防護衣等を着用し、安全を確保するため必要があるときは、保安帽を着用するものとする。</p> <p>(高規格救急自動車の配置)</p> <p>第8条 消防長は、救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準第6条第3項に規定する応急処置のために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。</p> <p>(感染症と疑われる者の取扱い)</p> <p>第20条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する1類感染症，2類感染症，3類感染症，4類感染症，5類感染症，新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員等及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。</p> | <p>習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。<br/> (隊員の服装)</p> <p>第6条 隊員は、救急業務に従事するときは、感染防護衣等を着用し、安全を確保するため必要があるときは、保安帽を着用するものとする。</p> <p>(高規格救急自動車の配置)</p> <p>第8条 消防長は、救急隊員の行う応急処置等の基準第6条第3項に規定する応急処置のために必要な構造及び設備を有する救急自動車を配置するよう努めるものとする。</p> <p>(感染症と疑われる者の取扱い)</p> <p>第20条 隊長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する1類感染症，2類感染症，3類感染症，4類感染症，5類感染症，新型インフルエンザ等感染症，指定感染症又は新感染症と疑われる傷病者を搬送した場合は、隊員及び救急自動車等の汚染に留意し、直ちに所定の消毒を行い、消防長に報告するとともに、当該傷病者に対する医師の診断結果を確認し、所要の措置を講ずるものとする。</p> |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。